

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

介護福祉士修学資金等貸付

修学生のしおり

令和2年度版



令和2年5月発行

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（生活支援課）

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

TEL 054(254)5244

目次

1 修学資金貸付に関する手続一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
介護福祉修学資金に係る法人による連帯保証人の取扱い・・・・・・・・・・ 5 ページ
修学資金貸付フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要綱・・・・ 7 ページ

付録 修学資金様式（様式第1号～第21号）

※様式は複写して使用してください。

修学生の覚書（必ず記入してください）

決定番号 第 号	
氏 名 _____	
借受期間 令和 年 月から 令和 年 月まで	
借受月額	50,000円
入学準備金	200,000円
就職準備金	200,000円
国家試験対策費用	40,000円
借受総額	円 _____
<連帯保証人>	
住 所 _____	
氏 名	電話番号 () _____

【注意事項】
・養成課程における2年次以降に借受ける場合、就職準備金のみ
・実務者研修受講及び再就職準備金の場合、借受総額のみ記入

1 修学資金等貸付に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在 学 中	修学資金の貸付を受けようとする時	修学資金貸付申請書 養成施設の長の推薦書 住民票（当該年度の発行のもの）	第1号 — —
	貸付する決定を受けた時	誓約書 借用証書 振込口座申込（変更）申請書	第2号 第4号 第20号
	休学（復学）した時	休学（復学）届	第9号
	退学した時	返還明細書 退学届	第6号 第9号
	停学の処分を受けた時	停学処分届	第10号
	退学の処分を受けた時	返還明細書 退学処分届	第6号 第10号
	貸付を受けることを辞退する時	修学資金等辞退届	第11号
	貸付契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	死亡（失そう）した時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第18号
卒 業 後 ・ 就 業 後 （ 修 学 資 金 等 の 貸 付 が 完 了 し た 者 ）	卒業した時	卒業届 卒業証書の写し又は研修を修了したことが確認できる書類	第13号 —
	介護福祉士に登録した時	登録届 登録証の写し	第14号 —
	介護業務に従事し始めた時	修学資金等返還猶予申請書 業務開始届	第7号 第15号
	卒業年度の介護福祉士国家試験に不受験または不合格で、次年度以降に再受験する時	修学資金等返還猶予申請書 受験票の写し	第7号 —
	卒業後1年以内に介護福祉士の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる介護等の業務（以下「免除対象業務」）に従事しなかった時	返還明細書	第6号
	社会福祉士指定養成施設において就学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	引き続き5年（例外3年）以上免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時（※1）	修学資金等返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第5号 第19号

区分	事項	提出書類	様式
卒業後・就業後	上記以外で、修学資金の貸付を受けた期間（少なくとも2年間）以上に免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時※実務者研修貸付及び再就職準備金貸付は1年以上免除対象業務に従事した場合	修学資金等返還債務免除申請書 返還明細書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第5号 第6号 第17号 第19号
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に介護等の業務に従事しなくなった時	返還明細書 業務廃止届	第6号 第17号
	返還債務の免除を申請せず、返還を希望する時	返還明細書	第6号
	免除対象業務の施設を変更した時	業務従事施設等変更届 以前の勤務先の「業務従事期間証明書」	第16号 第19号
その他	死亡・失そうした時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第18号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名変更届	第8号
	連帯保証人を変更した時	連帯保証人変更届 連帯保証人の印鑑証明書	第3号 —
	連帯保証人の住所または氏名に変更がある時	連帯保証人住所・氏名変更届 それを証明する書類	第12号 —

（※1）詳しくは「2 注意事項（3）免除について」を参照

※ 貸付中に住所や氏名を変更した場合は、振込の関係上、速やかに住所・氏名変更届を提出するとともに、静岡県社会福祉協議会 [生活支援部生活支援課（TEL. 054-254-5244）](tel:054-254-5244)まで連絡してください。

2 注意事項

（1）決定番号について

静岡県社会福祉協議会では修学生を決定番号により管理しているので、修学資金の貸付決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続が完了するまで（免除または返還の終了まで）、忘れないように、目次頁の「覚書」に記載してください（他の奨学金の決定番号、卒業生番号、介護福祉士の登録番号などと間違えないこと）。

（2）返還の猶予期間中の転職について

養成施設を卒業後、免除対象業務（貸付要綱第2条第2項に掲げる「介護等の業務」）に就業する方は、返還の猶予の申請をしてください。

また、他の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として前の施設の退職月の翌月までに就業する必要があります。

(例) 令和2年8月15日付けで退職した場合には、令和2年9月30日までに業務に従事していることが必要です。

転職先が免除対象業務になるか分からない場合、業務を変更又は退職される場合は静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課まで連絡してください。

(3) 免除について

修学資金の貸付が完了し、卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、静岡県内において介護福祉士修学資金貸付規程に規定する「介護等の業務」に従事し、引き続いて5年（過疎地域に従事した場合又は中高年離職者の場合は3年、実務者研修受講資金貸付及び再就職支援準備金貸付は2年※）就業すれば、返還の免除を受けることができます（免除申請書と所定の添付書類の提出が必要になります）。

また、貸付を受けた期間以上かつ2年間以上引き続いて「介護等の業務」に従事した者は、一部免除を受けられる可能性があります。

（※詳細は貸付規程第12条第1項第1号から第3号を参照してください。）

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸付額} \times (\text{就業した月数} / 60 \text{ か月})$$

※ 中高年離職者及び過疎地域における就業の場合は「60」を「36」に置き換える。

※ 月数による計算とし、業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入する。

(例) 2年間貸付を受けた後、養成施設を卒業して、同月（3月）31日から介護等の業務に従事し、介護福祉士に翌月の4月1日に登録されて、引き続き4年勤務した場合（産休、育児休業・介護休暇期間等を除く）。

$$\begin{aligned} \text{免除額} &= (50,000 \text{ 円} \times 24 \text{ 月} + 400,000) \times (48 \text{ 月} / 60 \text{ 月}) \\ &= 1,600,000 \text{ 円} \times 0.8 \\ &= 1,280,000 \text{ 円 (返還額 320,000 円)} \end{aligned}$$

※就業期間は「介護福祉士として就業した期間」なので、この場合の就業期間の起算日は、業務開始日ではなく介護福祉士登録日の4月1日となります。

(4) 就業後の返還の猶予について

就業してから産休、育児休業・介護休暇（職場の規程による）を取る場合は返還猶予の対象となる可能性がありますので、必ず事前に静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課まで連絡してください。産休、育児休業・介護休暇を取らず退職する場合には、返還の対象となる可能性があるため、事前に必ず連絡してください。

(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出ること。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証の取扱い

1 法人による連帯保証

個人の連帯保証人を立てることが困難な場合で、一定の要件を満たすときに限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

2 法人による連帯保証の要件

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

(1) 保証能力を有する法人であること

直近2年分の決算書において、連帯保証額の総額を上回る預貯金等を有していること

(2) 連帯保証人になることについて、法人内で承認されていること

*留意事項

- ① 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人が介護等業務に所定の期間従事して返還免除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係にあること
- ② 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人の退学・卒業・退職等により、貸付申請者又は借受人との関係が変化した場合、又は関係がなくなった場合においても、連帯保証人としての責務を負うものとする。
- ③ 貸付申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに静岡県社会福祉協議会に申し出るとともに、その承認を受けること。

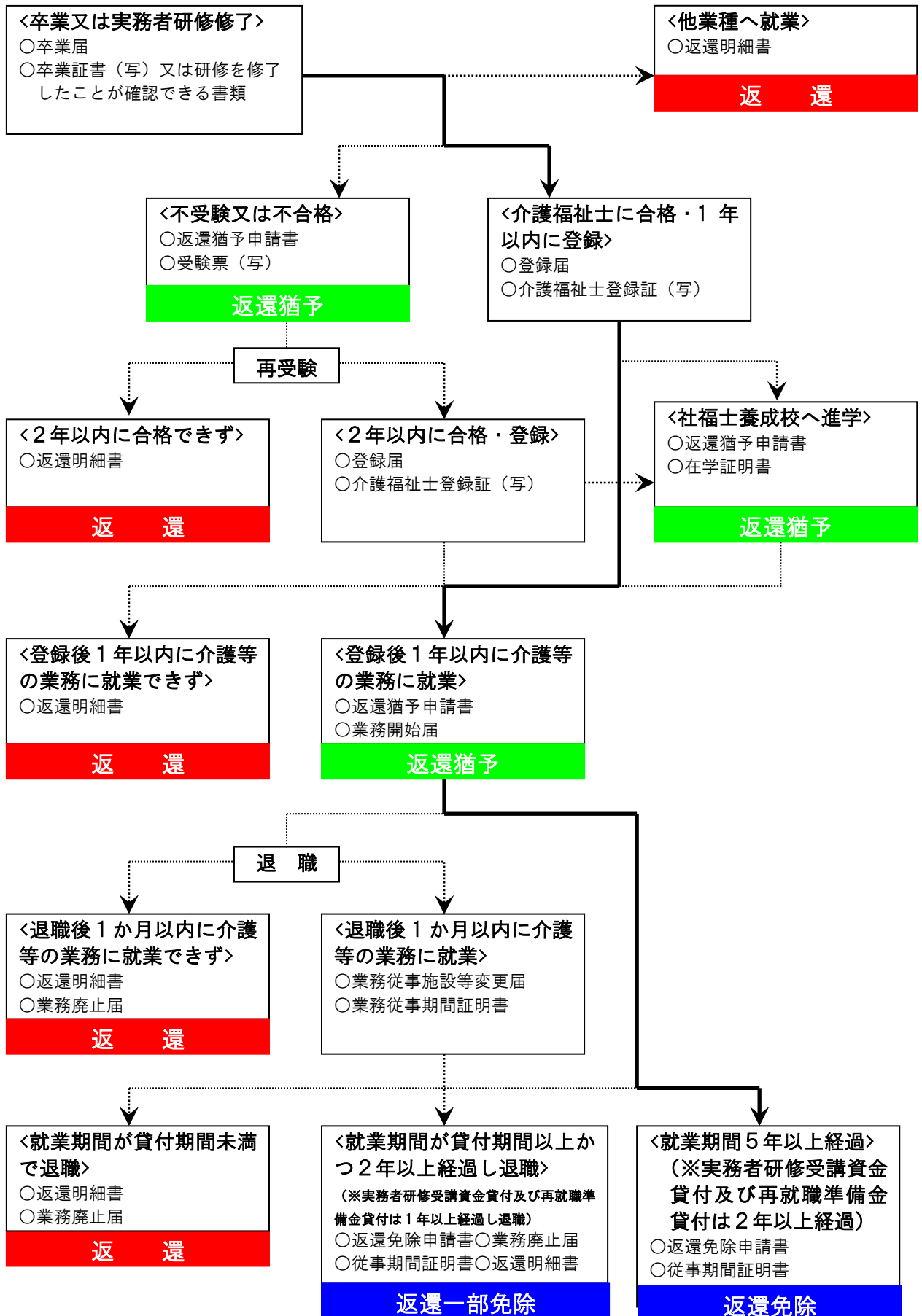
3 申請時期及び申請方法

貸付申請者は、各年度において静岡県社会福祉協議会が指定する期日までに、養成施設(大学、短大、専門学校)を經由して申請するものとする。

4 申請書類

必要書類	留意事項等
介護福祉士修学資金等貸付申請書 (法人保証用)	—
介護福祉士養成施設の長の推薦書	—
住民票	「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等の満了日」の記載のあるもの
法人の履歴事項全部証明書	発行後3か月以内
直近2年分の決算書の写し(総括表のみ) 貸借対照表、事業活動収支計算書	代表者が原本証明したもの 連帯保証額を担保する預貯金、積立金部分に印を付す
法人が連帯保証人となることについて決定されたことが確認できる理事会又は取締役会等の議事録の写し	代表者が原本証明したもの

〈介護福祉士修学資金等貸付 フローチャート〉



※ 上記のケースに当てはまらないケースも想定されますので、不明な点は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課（TEL. 054-254-5244）まで照会ください。